

平成 31 年 3 月 18 日

事業者各位

財政局資産経営部契約課

建設工事等の入札における消費税の取扱いについて（通知）

平成 31 年（2019 年、以下同様とする。）10 月 1 日に消費税及び地方消費税の税率が改正される予定ですが、契約課が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下、建設工事等とする。）の契約については下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 消費税率の取扱いについて

平成 31 年 9 月 30 日までに発注する案件のうち、建設工事等の引渡しが平成 31 年 10 月 1 日以降となる案件については、改正後の税率である 10% で積算いたします。対象となる案件は「2 入札公告等への記載について（1）」により明示いたします。なお、10 月 1 日以降に発注する案件についてはすべて改正後の税率である 10% で積算するため、入札公告等への記載は行いません。

なお、当該契約においても平成 31 年 9 月 30 日までに支払うことになる前払金、中間前払金及び部分払については、請負金額の消費税率に関係なく現行の税率である 8% で支払います。対象となる案件は「2 入札公告等への記載について（2）」により明示するとともに、契約約款に別紙 1～4「契約約款附則」を案件に応じて追記いたします。（消費税率の改正に伴う増加分については、竣工払で支払います。）

2 入札公告等への記載について

（1）入札公告の別表の「備考」に下記のとおり記載いたします。

「※落札決定にあたっては、入札書に入力された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力すること。」

（2）入札公告の別表の「支払条件」に下記のとおり記載いたします。

「※平成 31 年 9 月 30 日までに支払う前払金、中間前払金及び部分払には消費税の税率改正による消費税の増加分を含まないものとする。」

以上